

島根県エコロジー農産物推奨審査基準

制定	平成17年6月21日	農畜第1079号
一部改正	平成19年4月20日	農畜第3055号
一部改正	平成21年1月27日	農畜第4050号

島根県エコロジー農産物推奨要領第5の6に基づく審査基準を下記のとおり定める。

1 エコファーマー等

- (1) エコロジー農産物栽培届出書(様式第1号)が提出されていること。
- (2) 導入計画の認定を受けたほ場で生産された農作物であること。
- (3) 導入計画に基づく又は準ずるたい肥等による土づくりが行われたほ場で生産されていること。
- (4) 栽培期間中の生産管理記録が記載されていること。
- (5) 栽培期間中の化学肥料施用量(窒素成分)「以下「化学肥料」という。)及び化学合成農薬のうち節減対象となる農薬(以下「節減対象農薬」という。)の使用成分回数が推奨基準(別表1)以内であること。(別表1に記載のない農産物は栽培期間中に化学肥料及び節減対象農薬を使用していないこと。)
- (6) 農薬取締法等を遵守した農薬の適正使用を行っていること。
- (7) 作物残さ、廃プラスチック等廃棄物の適正処理を行っていること。
- (8) その他要領に記載される事項を遵守していること。

2 栽培管理責任者

- (1) エコロジー農産物を的確に生産、出荷する管理体制及び指導体制が整備されていること。
- ア 適切な栽培を行うための指導を行い、全体の進行管理について責任を負う統括責任者を設置していること。
- イ 他の農産物と区分した出荷・販売が可能な体制を整備し、責任を負う出荷・販売管理責任者を設置していること。
- ウ 生産管理記録の記帳指導及びそれらの情報管理を行い、情報開示について責任を負う情報開示責任者を設置していること。
- エ 定期的に内部監査を行う体制を整備し、実際に監査を行う内部監査者を設置していること。
- (2) エコロジー農産物を生産する構成員が依拠すべき栽培基準を作成していること。
- (3) 栽培基準は、栽培期間中の化学肥料及び節減対象農薬の使用成分回数が推奨基準(別表1)以内であること。(別表1に記載のない農産物は栽培期間中に化学肥料及び節減対象農薬を使用していないこと。)
- (4) 栽培基準は、導入計画に基づく又は準ずるたい肥等による土づくりについての記載があること。
- (5) 構成員と栽培基準等を遵守することについての栽培管理規約(栽培管理規約とは、生産団体の構成員が、栽培基準の遵守や農産物を分別し、収穫・保管・出荷すること等について記載した規約)を締結していること。
- (6) 導入計画の認定を受けたほ場で生産すること。
- (7) 農薬取締法等を遵守した農薬の適正使用を行っていること。
- (8) 作物残さ、廃プラスチック等廃棄物の適正処理を行っていること。
- (9) その他要領に記載される事項を遵守していること。

3 小分け業者

- (1) 小分けする農産物はエコロジー農産物の推奨を受けた農産物であること。
- (2) 入荷と出荷の整合性がとれていること。
- (3) その他要領に記載される事項を遵守していること。